

# 魚沼市スポーツ少年団本部規約

(目的)

第1条 この規約は、魚沼市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定め、青少年が、スポーツ少年団活動を通じて、仲間との友情、協調性及び創造性を育み、育成事業を実施し、相互の連携を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 本部は、魚沼市体育協会（以下「体育協会」という。）に所属し、単位団を総括する。

(事業)

第3条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ少年団の指導者育成及びリーダーの養成と活用
- (3) スポーツテスト及びその他のスポーツ活動の実施
- (4) 交流事業及びレクリエーション活動の実施
- (5) 機関紙等刊行物の発行及び青少年のスポーツ啓発活動の実施
- (6) スポーツ少年団の顕彰
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 この本部の事務局は、魚沼市教育委員会内に置く。

(組織)

第5条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 理事 種目別より若干名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事会において選出する。
- (2) 副本部長は、本部長が推薦し理事会で決定する。
- (3) 理事は、種目別より若干名選出する。
- (4) 監事は、本部長が推薦し理事会で決定する。
- (5) 顧問は、必要に応じて本部長が委嘱する。
- (6) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会に付議された事項を審議する。
- 4 監事は、本部の会計を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、本部長、副本部長及び理事をもって構成し、毎年1回開催する。

ただし、本部長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 理事会は本部長が招集する。
- 3 理事会は、本部の最高決議機関とする。
- 4 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 規約の改廃に関すること。
  - (2) 運営の方針に関すること。
  - (3) 予算及び事業計画に関すること。
  - (4) 決算及び事業報告に関すること。
  - (5) 役員を選任に関すること。
  - (6) その他、理事会において審議を必要とする事項

(理事会の運営)

第9条 理事会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議長は、本部長があたる。
- 3 出席できない理事は、議決権を代理の出席者に委任することができる。
- 4 理事会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(入団及び退団)

第10条 本部に加入をするときは、所定の加入申請書に必要事項を記載し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本部から脱退するときは、理事会に届け出るものとする。

(会計)

第11条 本部の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成16年11月1日から施行する。

(役員任期)

- 2 平成16年11月1日付で就任する役員任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年4月30日から施行する。